

高齢者ケアセンターゆらぎ

ご利用料金表（介護予防通所リハビリテーション）

令和6年6月1日現在

1 介護保険適用による自己負担額

(1) サービス料金 <1月につき>

要介護度	負担額（円）			備 考
	1割	2割	3割	
要支援 1	2,456	4,912	7,368	送迎費用を含みます。
要支援 2	4,578	9,157	13,736	”

(2) サービス加算料金<1月につき>

サ ー ビ ス 項 目	負担額（円）		
	1割	2割	3割
サービス提供体制強化料（1）（要支援1）	95	190	285
サービス提供体制強化料（1）（要支援2）	190	381	571

(3) サービス提供のあった場合、算定するサービス料金<1月につき>

サ ー ビ ス 項 目	負担額（円）		
	1割	2割	3割
一体的サービス提供料	519	1,039	1,559
生活行為向上リハビリテーション実施料 （利用開始日の属する月から6月以内）	608	1,217	1,825
若年性認知症利用者受入料	259	519	779
利用を開始した日の属する月から起算して 12月を超えた期間に利用した場合 （減算）	要支援1	-130	-260
	要支援2	-260	-520
口腔・栄養スクリーニング料（1）（6月に1回を限度）	21	43	64
口腔機能向上料（1）	162	324	487
科学的介護推進体制料	43	86	129

- (注)1 ①介護職員処遇改善費として、ご利用された当該月の総単位数の4.7%、②介護職員等特定処遇改善費として、当該月の総単位数の2.0%、③介護職員等ベースアップ等支援加算費として、当該月の総単位数の1.0%を加算単位数として算定いたします。
- 2 令和6年6月1日から、介護報酬改定により上記①、②、③の加算が一本化となり、介護職員等処遇改善費として、当該月の総単位数の8.6%を加算単位数として算定いたします。
- 3 介護保険負担額につきましては、保険単位数を基に小数点以下を切り捨てて算定していますので、請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

2 施設利用料（個別的に選択した場合、算定するサービス料金）<1日につき>

サ ー ビ ス 項 目		負担額（円）
昼食代（おやつ代含む）		625
日常生活費（ティッシュ・ハンドソープ・シャンプー・リンス・アルコール液）		160
教養娯楽費（レクリエーション費・園芸用品費・飾付費）		170
合 計		955
紙おむつ代	尿取パット	110
	パンツタイプ	160
	リハビリタイプ	180
	フラットタイプ	80
陶芸教室代・フラワーアレンジメント教室代		実費